第五十七条の二中「第六十三条の二、第六十三条の三及び第六十三条の四第一項において」を「以下」に改め、」は」の下に「、国土交通省令で定めるところにより」を、「ついて、」の下に「第七十八条第四項に規定する自動車特定整備事業者又は」を加え、「第四十七条の規定による」を削り、「除く」の下に「。次項において同じ」を、「となる」の下に「当該自動車の型式に固有の」を加え、「当該自動車の使用者に提供するよう努めなければ」を「これらの者に提供しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項に定めるもののほか、自動車製作者等は、その製作する自動車で本邦において運行されるもの又はその輸入する自動車について、当該自動車の使用者が第四十七条の規定による点検及び整備をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該自動車の使用者に提供するよう努めなければならない。

第七十四条の三第一項中「による事務」の下に「並びに基準適合性審査に必要な技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものの管理に関する事務（第百二条第二項において「審査用技術情報管理事務」という。）」を加え、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に、「行なつて」を「行つて」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同条第四項中「行なう」を「行う」に、「行なつて」を「行つて」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同条第五項中「行なわせる」を「行わせる」に、「行なう」を「行う」に、「行なつて」を「行つて」に、「行なわない」を「行わない」に改める。

第七十五条の二第一項及び第七十五条の三第一項中「第四十一条各号」を「第四十一条第一項各号」に改める。

第七十五条の六第一項中「第七十五条第八項、第七十五条の二第五項及び第七十五条の三第六項」を「第七十五条第七項及び第八項、第七十五条の二第四項及び第五項並びに第七十五条の三第五項及び第六項」に改める。

第七十七条の見出しを「（自動車特定整備事業（自動車）」に改め、同条中「自動車分解整備事業（自動車」を「自動車特定整備事業（自動車）」に、「分解整備を」を「特定整備を」に改め、同条第一号中「普通自動車分解整備事業」を「普通自動車特定整備事業」に、「自動車分解整備事業」を「小型自動車特定整備事業」に改め、同条第二号中「小型自動車分解整備事業」を「小型自動車特定整備事業」に、「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同条第三号中「軽自動車分解整備事業」を「軽自動車特定整備事業」に、「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同条第四号中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同条第五号中「分解整備を」を「特定整備を」に改め、同条第六号中「分解整備事業」を「特定整備事業」に改め、同条第七号中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同条第八号中「分解整備事業」を「特定整備事業」に改める。

第七十八条第一項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に、「分解整備を」を「特定整備を」に改め、同条第二項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同条第三項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に、「附し、又は」を「付し、及び」に改め、同条第四項中「自動車分解整備事業の」を「自動車特定整備事業の」に、「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に、「分解整備が」を「特定整備が」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第七十九条第一項中「自動車分解整備事業の認証」を「自動車特定整備事業の認証」に改め、同項第二号及び同条第三項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改める。

第八十条第一項中「、自動車分解整備事業」を「、自動車特定整備事業」に改め、同項第二号ロ中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同条第二項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に、「分解整備に」を「特定整備に」に改める。

第八十一条中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改める。

第八十二条第一項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に、「自動車分解整備事業を」を「自動車特定整備事業を」に改め、同条第二項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改める。

第八十三条第一項中「自動車分解整備事業者が自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業者が自動車特定整備事業」に改める。

第八十四条中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改める。

第八十九条第一項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に、「見易い」を「見やすい」に改め、同条第二項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改める。

第九十条の見出しを「（自動車特定整備事業者の義務）」に改め、同条中「自動車分解整備」を「自動車特定整備事業者は、特定整備」に、「分解整備に」を「特定整備に」に改める。

第九十一条の見出しを「（特定整備記録簿）」に改め、同条第一項中「自動車分解整備事業者は、分解整備記録簿を備え、分解整備」を「自動車特定整備事業者は、特定整備記録簿を備え、特定整備」に改め、同項第二号及び第三号中「分解整備」を「特定整備」に改め、同条第二項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に、「分解整備記録簿」を「特定整備記録簿」に改め、同条第三項中「分解整備記録簿」を「特定整備記録簿」に改める。

第九十一条の二中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改める。

第九十一条の三中「自動車分解整備事業の」を「自動車特定整備事業の」に改める。

第九十二条及び第九十三条中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改める。

第九十四条の二第一項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に、「自動車分解整備事業の」を「自動車特定整備事業の」に改め、同条第二項中「同項第二号ロ」を「第二号ロ」に、「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同条第三項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改める。

第九十四条の八第二項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改める。

第九十五条第二号中「あつ旋する」を「あつせんする」に改め、同条第五号中「自動車分解整備事業者等」を「自動車特定整備事業者その他の者」に改める。

第九十六条の四第一項中「（入出力装置を含む。以下同じ。）」及び「（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）」を削る。

第百条第一項第十一号を次のように改める。

十一　自動車特定整備事業者

第百条第三項中「且つ」を「かつ」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第四項中「第二項の」の下に「規定による」を加える。

第百二条第一項中「、」を除く」の下に「。次項において同じ」を加え、「又は第十号から第十二号まで」を「、第十号又は第十一号」に改め、第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同条第七項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「第一項第八号の請求をする者又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」に、「又は第三項の」を「（第八号を除く。）、第二項若しくは第四項の規定による」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十三号までに」を「第十二号までに」に、「及び第二項」を「の手数料、第二項に規定する者の同項及び第三項」に改め、同項ただし書中「第十三号まで」を「第十二号まで、第二項に、「前項の」を「前項の規定による」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第十号に掲げる」を「前項に規定する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を申請する者は、実費（審査用技術情報管理事務に係る実費を除く。）を勘案して政令で定める額の手数料を国（協会にその申請をする場合には、協会）に、審査用技術情報管理事務に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に、それぞれ納めなければならない。

第百九条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同条第十号中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同号を同条第十一号とし、同条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　第五十七条の二第一項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

第百十条第一項第一号中「から第四十二条まで」を「、第四十一条第一項若しくは第四十二条」に改める。